

第一百五十九回

参議院経済産業委員会議録第七号

平成十六年四月八日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月一日 辞任

山口那津男君

渡辺孝男君

四月二日 辞任

松あきら君

浜四津敏子君

補欠選任

本田良一君

薦科満治君

副大臣

経済産業大臣
中川昭一君経済産業副大臣
坂本剛二君経済産業副大臣
泉信也君大臣政務官
江田康幸君事務官
世木義之君常任委員会専門
員

副大臣

経済産業大臣
中川義雄君経済産業副大臣
小林あきら君経済産業副大臣
西山登紀子君経済産業副大臣
松あきら君経済産業副大臣
小林温君経済産業副大臣
谷川秀善君経済産業副大臣
小池晃君経済産業副大臣
中川義雄君経済産業副大臣
松あきら君経済産業副大臣
西山登紀子君経済産業副大臣
小林温君経済産業副大臣
泉信也君

補欠選任

小林温君

若林秀樹君

伊藤基隆君

松あきら君

浜四津敏子君

渡辺孝男君

山口那津男君

中川義雄君

小林温君

谷川秀善君

小池晃君

松あきら君

西山登紀子君

中川義雄君

小林温君

魚住汎英君

加納時男君

広野ただし君

藤原正司君

小林温君

泉信也君

谷川秀善君

小池晃君

中川義雄君

松あきら君

西山登紀子君

小林温君

魚住汎英君

加納時男君

広野ただし君

藤原正司君

小林温君

泉信也君

谷川秀善君

小池晃君

中川義雄君

松あきら君

西山登紀子君

小林温君

魚住汎英君

加納時男君

広野ただし君

藤原正司君

小林温君

泉信也君

谷川秀善君

小池晃君

中川義雄君

松あきら君

西山登紀子君

小林温君

魚住汎英君

加納時男君

広野ただし君

藤原正司君

小林温君

泉信也君

谷川秀善君

小池晃君

中川義雄君

松あきら君

西山登紀子君

小林温君

魚住汎英君

加納時男君

広野ただし君

藤原正司君

小林温君

泉信也君

谷川秀善君

小池晃君

中川義雄君

松あきら君

西山登紀子君

小林温君

魚住汎英君

加納時男君

広野ただし君

藤原正司君

小林温君

泉信也君

谷川秀善君

小池晃君

中川義雄君

松あきら君

西山登紀子君

小林温君

魚住汎英君

加納時男君

広野ただし君

藤原正司君

小林温君

泉信也君

谷川秀善君

小池晃君

中川義雄君

松あきら君

西山登紀子君

小林温君

魚住汎英君

加納時男君

広野ただし君

藤原正司君

小林温君

泉信也君

谷川秀善君

小池晃君

中川義雄君

松あきら君

西山登紀子君

小林温君

魚住汎英君

加納時男君

広野ただし君

藤原正司君

小林温君

泉信也君

谷川秀善君

小池晃君

中川義雄君

松あきら君

西山登紀子君

小林温君

魚住汎英君

加納時男君

広野ただし君

藤原正司君

小林温君

泉信也君

谷川秀善君

小池晃君

中川義雄君

松あきら君

西山登紀子君

小林温君

魚住汎英君

加納時男君

広野ただし君

藤原正司君

小林温君

泉信也君

谷川秀善君

小池晃君

中川義雄君

松あきら君

西山登紀子君

小林温君

魚住汎英君

加納時男君

広野ただし君

藤原正司君

小林温君

泉信也君

谷川秀善君

小池晃君

中川義雄君

松あきら君

西山登紀子君

小林温君

魚住汎英君

加納時男君

広野ただし君

藤原正司君

小林温君

泉信也君

谷川秀善君

小池晃君

中川義雄君

松あきら君

西山登紀子君

小林温君

魚住汎英君

加納時男君

広野ただし君

藤原正司君

小林温君

泉信也君

谷川秀善君

小池晃君

中川義雄君

松あきら君

西山登紀子君

小林温君

魚住汎英君

加納時男君

広野ただし君

藤原正司君

小林温君

泉信也君

谷川秀善君

小池晃君

中川義雄君

松あきら君

西山登紀子君

小林温君

魚住汎英君

加納時男君

広野ただし君

藤原正司君

小林温君

泉信也君

谷川秀善君

小池晃君

中川義雄君

松あきら君

西山登紀子君

小林温君

魚住汎英君

加納時男君

広野ただし君

藤原正司君

小林温君

泉信也君

谷川秀善君

小池晃君

中川義雄君

松あきら君

西山登紀子君

小林温君

魚住汎英君

加納時男君

広野ただし君

藤原正司君

小林温君

泉信也君

谷川秀善君

小池晃君

中川義雄君

松あきら君

西山登紀子君

小林温君

魚住汎英君

加納時男君

広野ただし君

藤原正司君

小林温君

泉信也君

谷川秀善君

小池晃君

中川義雄君

松あきら君

西山登紀子君

小林温君

魚住汎英君

加納時男君

広野ただし君

藤原正司君

小林温君

泉信也君

谷川秀善君

小池晃君

中川義雄君

松あきら君

西山登紀子君

小林温君

魚住汎英君

加納時男君

広野ただし君

藤原正司君

小林温君

泉信也君

谷川秀善君

小池晃君

中川義雄君

松あきら君

西山登紀子君

小林温君

魚住汎英君

加納時男君

広野ただし君

藤原正司君

小林温君

泉信也君

谷川秀善君

小池晃君

中川義雄君

松あきら君

西山登紀子君

小林温君

魚住汎英君

加納時男君

広野ただし君

藤原正司君

小林温君

泉信也君

谷川秀善君

小池晃君

中川義雄君

以上が、これら法律案の提案理由及び要旨でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいます。ようお願い申し上げます。お願いいたします。

○委員長(谷川秀善君) 以上で両案の趣旨説明の聽取は終了いたしました。

両案に対する質疑は後日に譲ることいたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時四分散会

四月七日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案

一、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案

中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案

中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第一条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「であつて」を「について」に、「を供給する」を「の供給を自ら行い、又は一般の金融機関による供給を支援するための貸付債権の譲受け、債務の保証等を行う」に改め、同条に次の一項を加える。

2 中小企業金融公庫は、前項に規定するもののほか、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保証及び信用保証協会

に対する資金の貸付けを行うことを目的とする。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第二十三条の三第一項

の債務保証業務基金、同条第二項の中小企業信用保証準備基金又は同条第三項の融資基金に充てるべきものであるときは、それぞれの基金に充るべき金額を示すものとする。

第九条中「六人」を「八人」に改める。

第十六条の二を第十六条の三とし、第十六条の次に次の二条を加える。

(評議員会)

第十六条の二 公庫に、評議員会を置く。

2 評議員会は、総裁の諮問に応じ、公庫の業務の運営に関する重要な事項を審議する。

3 評議員会は、前項の事項に関し、総裁に意見を述べることができる。

4 評議員会は、評議員十人以内で組織する。

5 評議員は、中小企業又は金融に関する知識経験のある者たちから、主務大臣の認可を受け、総裁が任命する。

6 評議員の任期は、二年とする。

7 評議員は、再任されることができる。

第十九条中「第一条に掲げる」を「第一条第一項の」に改め、同条第二号中「除く」の下に「以下同じ」と記入、同条第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第二号の次に次の五号を加える。

三 特定貸付債権(主務省令で定める金融機関その他主務省令で定める法人(以下「特定金融機関等」という。)が中小企業者に対して行う貸付けに係る貸付債権をいう。以下同じ。)の当該特定金融機関等からの譲受け、債務の保証等を行うに改め、同条に次の一項を加える。

二 信用保証協会に対し、その保証債務の額を増大するため必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4 第一項第三号に掲げる業務は、当該特定貸付債権及び特定社債を信託会社等に信託し当該信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡する場合又は当該特定貸付債権及び特定社債を特定目的会社等に譲渡する場合に限り、行うことができる。

5 特定貸付債権及び特定社債に係る債務の一部の保証

一、中小企業金融公庫は、前項に規定するもののほか、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保証及び信用保証協会

に対する資金の貸付けを行うことを目的とする。

第五条第二項に後段として次のように加えます。

この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第二十三条の三第一項

う。あつて特定目的会社等(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社及び同条第二項に規定する資産の流動化に類する行為を行うものとして主務省令で定める法人をいう。以下同じ。)が発行するものに係る債務の保証等が発行するものの取得を受ける当該信託の受益権の当該特定金融機関等からの取得

等が発行するものの取得を受けた金融機関をいう。以下同じ。)に信託する当該信託の受益権の当該特定金融機関等からの取得

六 特定資産担保証券であつて特定目的会社

等が発行するものの取得を受けた金融機関等が信託会社等(信託会社及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可

を受けた金融機関をいう。以下同じ。)に信託する当該信託の受益権の当該特定金融機関等からの取得

七 特定貸付債権及び特定社債を特定金融機関等から取得

八条法律第四十三号)第一条に次に四項を加える。

九 公庫は、第一条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の規定による保険を行うこと。

二 信用保証協会に対し、その保証債務の額を増大するため必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四 特定貸付債権及び特定社債(中小企業者が新たに発行する社債であつて特定金融機関等が応募その他による取得を行うものをいう。以下同じ。)の当該特定金融機関等からの譲受け

二 公庫は、前項に規定するもののほか、特定金融機関等その他前項の政令で定める法人を除き、「に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

一 公庫は、前項に規定するもののほか、特定金融機関等その他前項の政令で定める法人に對し、前条第一項第三号の規定により譲り受けた特定貸付債権及び取得した特定社債に係る元利金の回収並びに同項第四号の規定により行つた債務の保証に係る求償権に基づく回収に関する業務の一部を委託することができ

三 特定金融機関等は、他の法律の規定にかかるわらず、公庫が前二項の規定により委託した業務を受託することができる。

四 第二十条に次の一項を加える。

5 公庫は、第一項及び第二項に規定するもの

のほか、沖縄振興開発金融公庫に対し、前条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の一部を委託することができる。

第二十二条中「」と「」の下に「 第十九条第

一項に規定する業務に関し」を加え、同条に次
の一項を加える。

2 公庫は、半期ごとに、第十九条第二項に規定する業務に關し、事業計画及び資金計画を作成し、並びに当該半期における第二十五条第五項の規定による短期借入金の借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも、

第二十三条の次に次の二条を加える。
(区分経理)

する改正後の中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第百四十六号)。以下「改正後の廃止法」という。附則第二条第十八項(第一号に係る部分に限る。)の規定により中小企業信用保険準備基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び第五条第二項後段の規定により政府が中小企業信用保険準備基金に充てるべきものとして示した金額の合計額をもつてこれに充てるものとする。

うち、主務省令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならぬい。

3 公庫は、第二十三条の二第一号及び第三号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならぬい。

4 前項の規定により損失をうめる場合を除いては、第二項の積立金を取り崩してはならない。

5
公庫は、第二十三條の二第一号及び第二号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、第二項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を

翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

6 公庫は、第二十三条の二第四号に掲げる業務に係る勘定(以下「信用保険等業務勘定」と

いうこにおいて、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、その利益の百分の五十に

相当する額を積立金として積み立てなければならない。ただし、次項の規定による前条第

二項の中小企業信用保険準備基金(以下この条において「中小企業信用保険準備基金」とい

う。)又は同条第三項の融資基金(以下この条において「融資基金」という。)の減額がなされ

てゐるときは、その利益を改正後の廃止法附則第二条第十八項（第一号又は第二号）に係る

見第二条第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定により中小企業信用保険

準備基金又は融資基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及

び第五条第一項後段の規定により政府が中小企業信用保険準備基金又は融資基金に充てるべきものとして示した金額の合計額に達するまで第二十三条の二第四号に掲げる業務の収

め、同条第六項中「及び第四項」を「第四項及び第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「前項」を「前一項」に改め、同項に次

ただし、第四項の規定による短期借入金について、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

第二十五條第五項を同條第六項として二つの一項とし、

次に次の二項を加える。

前項がたに書の規定に付する規則を知り、
借入金は、一年以内に償還しなければならぬ

い。 金

第二十五条第四項の次に次の二項を加える。

5 公庫は、第十九条第一項第一号に掲げる業

務及びこれに附帯する業務に係る資金繰りの

ため必要があるときは、主務大臣の認可を受
け、三務省令第二三九号金融機關から豆期指

にて、主務省令で定める金融機関から短期借入金をすることができる。ただし、短期借入

不金を貰ふことができる。ただし短期借入金の現在額は、第五條に規定する資本金（前

条第九項の規定により公庫が資本金を増加し

又は減少したときは、その増加又は減少後の

資本金)のうち信用保険等業務勘定に区分さ

れた額を超えることとなつてはならない。

第一十五條の二第一項中「受けた」の下に

第十九条第一項に規定する業務を行ひたゞ
こ必要な資金の財源を充てんをめを加える。

に必要な資金の賄済に着手するためをがねる
第二十五條の三第一項中「國会の議決を経た

を「予算をもつて定める」に、「(外国通貨をもつ

て支払われる債券を除く。次項において同じ。)

に係る債務」を「に係る債務（国際復興開発銀行

等からの外資の受入に関する特別措置に関する

法律(昭和二十八年法律第五十一号)。次項に

いて「外資受入法」という、第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除

き政府が保証契約を立てることができる債務を除く。第三項（おひて同じ）に従い、同條第二

項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の予算をもつて定める金額のうち、外國を発行地とする本邦通貨をもつて表示する債券に係る債務についての金額は、外資受入法第二条第二項に規定する予算をもつて定める金額と区別して定めることが困難なときは、当該金額と合算して定めることができる。

第二十五条の三の次に次の二条を加える。
(資金の調達のための貸付債権及び社債の信託等)

第二十五条の四 公庫は、主務大臣の認可を受けて、第十九条第一項に規定する業務を行つたために必要な資金の財源に充てるため、次に掲げる行為をすることができる。

一 貸付債権及び社債(第十九条第一項第三号の規定により譲り受けた特定貸付債権及び取得した特定社債を含む。以下この条及び次条第一項において「貸付債権等」という。)の一部を信託会社等に信託し、当該信託の受益権の全部又は一部を譲渡すること。

二 貸付債権等の一部を特定目的会社等に譲渡すること。

三 前二号に掲げる行為に附帯する行為をすること。

2 公庫は、前項第一号に規定する受益権の譲渡及び同項第二号に規定する貸付債権等の譲渡により調達する資金の総額が、事業年度ごとに国会の議決を経た金額の範囲内でなければ、同項第一号又は第二号の規定により当該受益権又は当該貸付債権等を譲渡することができない。
(信託の受託者からの業務の受託等)

第二十五条の五 公庫は、前条第一項の規定により貸付債権等を信託し、又は譲渡するときは、当該信託の受託者又は当該貸付債権等の譲受人から当該貸付債権等に係る元利金の回収その他回収に関する業務の全部を受託しなければならない。

2 公庫は、特定金融機関等その他第二十条第一項の政令で定める法人に対し、前項の規定により受託した業務の一部を委託することができる。同条第三項及び第四項の規定は、この場合について準用する。

3 公庫は、沖縄振興開発金融公庫に対し、第一項の規定により受託した業務の一部を委託することができる。

第二十七条第一項中「受託者」の下に「(主務省令で定める金融機関に限る。)」を加え、「貸付け」を「貸付け」に改め、同条第二項中「又は銀行に預け入れる」を「銀行に預け入れ、又は信託会社等に信託する」に改める。

第三十条中「この法律」の下に「又は中小企業信用保険法」を加える。

第三十一条第一項中「この法律」の下に「又は中小企業信用保険法」を加え、「公庫若しくは受託者」の下に「(第二十条第五項又は第二十五条の五第二項若しくは第三項の規定により委託を受けた者を含む。以下この項及び第三十四条において同じ。)」を加える。

第三十二条の次に次の二条を加える。

(貸金業の規制等に関する法律の適用除外)

第三十三条の二 次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

一 公庫が貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号。以下「貸金業規制法」という。)第一條第二項に規定する貸金業者(以下「貸金業者」という。)から主務省令で定めるところにより特定貸付債権を譲り受け、当該特定貸付債権を信託会社等に信託する場合 貸金業規制法第二十四条の規定

二 公庫が主務省令で定めるところにより特定貸付債権(貸金業者が行う貸付けに係るものに限る。)に係る債務の一部の保証を行う場合 貸金業規制法第十七条第二項から第四項まで及び第二十四条の二の規定

第三十五条第三号中「第十九条」を「第十九条第一項及び第二項」に改める。
附則第七項から第十七項までを次のように改める。

7 公庫は、第十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、中小企業金融公庫法及び機械類信
立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律附則第二条の規定による改正前
法の廃止等に関する法律(以下「改正前の廃止
法」という。)附則第八条第一項の規定により
なお従前の例によるものとされた保険関係
(以下「旧保険関係」という。)に係る改正前の
廃止法第一条(第二号に係る部分に限る。)の規
定による廃止前の機械類信用保険法(昭和三
十六年法律第百五十六号)第十二条に規定す
る業務(以下「機械保険経過業務」という。)
を行う。

8 公庫は、機械保険経過業務に関するして、機械
保険経過業務運営基金(以下「運営基金」とい
う。)を設け、改正後の廃止法附則第二条第十八
項第四号に係る部分に限る。)の規定によ
り運営基金に充てるべきものとして政府から
出資があつたものとされた金額及び次項の規
定により政府から出資された金額をもつて
れに充てるものとする。

9 政府は、運営基金に充てるために必要があ
ると認めるときは、予算で定める金額の範囲
内において、公庫に追加して出資することが
できる。

10 公庫は、前項の規定による政府の出資があ
つたときは、その出資額により資本金を増加す
るものとする。

11 公庫は、機械保険経過業務に係る経理につ
いては、その他の経理と区分し、特別の勘定
(以下「機械保険経過業務勘定」という。)を設
けて整理しなければならない。

12 改正後の廃止法附則第二条第一項の規定の
施行の際現に改正前の廃止法附則第十二条第

一項に規定する特別の勘定に所属する権利及び義務は、機械保険経過業務勘定に帰属するものとする。

13 公庫は、機械保険経過業務勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、

なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

14 公庫は、機械保険経過業務勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項に規定する積立金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

15 附則第十三項に規定する積立金は、前項の規定により機械保険経過業務勘定における損失をうめる場合を除いては、取り崩してはならない。

16 公庫は、旧保険関係に基づくすべての保険金の支払を終えたときは、機械保険経過業務勘定を廃止するものとし、その廃止の際機械保険経過業務勘定に所属する権利及び義務を

信託保険等業務勘定に帰属させるものとする。

17 機械保険経過業務勘定を廃止した日の前日を含む機械保険経過業務に係る事業年度は、その日に終わるものとする。

18 機械保険経過業務勘定を廃止した日の前日を含む事業年度に係る機械保険経過業務に関する決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、なお從前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、公庫の予算及び決算に関する法律第十七条の規定にかかわらず、その廃止した日から起算して二月を経過する日とする。

19 附則第十六項の規定による機械保険経過業務勘定の廃止の時(以下この項並びに附則第二十一項及び第二十二項において「廃止時」といふ)において、附則第十四項に規定する繰越欠損金として整理されている金額があると

きは、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額については、運営基金に充てるべきものとしての公庫に対する政府の出資はなかつたものとし、廃止時において、公庫はその額により資本金を減少するものとする。

一 廃止時までに運営基金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額(以下この項、次項及び附則第二十二項において「運営基金相当金額」という。)が繰越欠損金の金額を超える場合當該繰越欠損金に相当する金額

二 運営基金相当金額が繰越欠損金の金額以下である場合 運営基金相当金額以

下である場合 運営基金相当金額以下である場合 運営基金相当金額以

下である場合 運営基金相当金額以

臣」と、第二十二条第二項中「公團」を「独立行政法人都市基盤整備機構法の一部改正」(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)第二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号。以下「機構法」という。)の一部を次のように改正する。
第六条第一項中「第五条第六項及び第七項を規定する繰越欠損金として整理されている金額がある場合において、当該繰越欠損金の金額が運営基金相当金額を超えるときは、その差額に相当する額については、信用保険等業務勘定において、機械保険経過業務勘定を廃止した日を含む事業年度の損益計算上生じた損失とみなして、第二十四条第七項の規定を適用する。附則第三条第六項及び第七項」に改める。

附則第七条第二項第一号中「改正前新事業創出促進法」を「廃止法附則第四十四条の規定による改正前の新事業創出促進法」に改める。
附則第六条第三項第一号及び第二号中「改正前公團法」を「旧公團法」に改め、同条第八項中「廃止法附則第五条第六項」を「改正法附則第三条第六項」に改める。
二 改正前地方拠点法第四十条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務

附則第五条第六項中「廃止法附則第五条第七項」を「改正法附則第三条第七項」に改める。

附則第六条第三項第一号及び第二号中「改正前公團法」を「旧公團法」に改め、同条第八項中「廃止法附則第五条第六項」を「改正法附則第三条第六項」に改める。

附則第七条第二項第一号中「改正前新事業創出促進法」を「廃止法附則第四十四条の規定による改正前の新事業創出促進法」に改める。

附則第八条第二項中「当分の間」を「この法律の施行の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日までの間」に改める。

附則第十一條及び第十二条を次のように改める。

第十二条及び第十二条削除

附則第十四条の表第十九条第一項の項中「同項第五号の」を「同項第五号に掲げる」に改める。

第一条及び第十二条削除

附則第十四条の表第十九条第一項の項中「同項第五号の」を「同項第五号に掲げる」に改める。

附則第二条第一項中「廃止法の施行」を「独立行政法人都市再生機構の成立」に改める。

附則第三条第一項中「廃止法附則第三条に規定する業務」(以下「機械保険経過業務」といふ)において、附則第十四条に規定する「主務大臣」とあるのは「主務大臣(附則第七項)」を「改正法附則第三条第一項」に、「及び公團」を「及び独立行政法人都市再生機構」に改める。

め、同条第二項中「公團」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

附則第五条第一項第一号中「廃止法第二条の規定による改正前」を「改正法附則第八条の規定による廃止前」に、「改正前公團法」を「旧公團法」に、「第十九条第一項第三号」を「第十九条第一項第二号」に、「同項第五号」を「同項第三号」に改め、同項第二号中「廃止法附則第三十八条」を「改正法附則第二十五条」に、「第四十条第二項第一号」を「第四十条第一項第一号」に改め、同項第三号中「廃止法附則第四十四条」を「改正法附則第二十八条」に改め、同条第二項各号を

次のように改める。

一 旧公團法第十九条第二項各号に掲げる業

務

二 改正前地方拠点法第四十条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務

三 改正前新事業創出促進法

四 改正前公團法

五 改正前新事業創出促進法

六 改正前公團法

七 改正前新事業創出促進法

八 改正前公團法

九 改正前新事業創出促進法

十 改正前公團法

十一 改正前新事業創出促進法

十二 改正前公團法

十三 改正前新事業創出促進法

十四 改正前公團法

十五 改正前新事業創出促進法

十六 改正前公團法

十七 改正前新事業創出促進法

十八 改正前公團法

十九 改正前新事業創出促進法

二十 改正前公團法

二十一 改正前新事業創出促進法

二十二 改正前新事業創出促進法

二十三 改正前新事業創出促進法

二十四 改正前新事業創出促進法

二十五 改正前新事業創出促進法

二十六 改正前新事業創出促進法

二十七 改正前新事業創出促進法

二十八 改正前新事業創出促進法

二十九 改正前新事業創出促進法

三十 改正前新事業創出促進法

三十一 改正前新事業創出促進法

三十二 改正前新事業創出促進法

三十三 改正前新事業創出促進法

三十四 改正前新事業創出促進法

三十五 改正前新事業創出促進法

五

機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第百四十六号)附則第九条から第十八条までの改正規定を除く。)並びに附則第三条から第七条まで、第十一条、第二十二条及び第三十条の規定 公布の日

二 前号に掲げる規定以外の規定 独立行政法人 中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)の成立の時

(中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の一部改正)

第二条 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

附則第一条中「附則第二条に規定する法律の施行の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)の成立の時に改める。

附則第二条第一項中「独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)を「機構」に規定する中小企業金融公庫の権利及び義務を承継する法人として設立された法人(以下この条において「公庫承継法人」といいう。)を「(以下「公庫」という。)に改め、同条第二項中「中小企業金融公庫又は公庫承継法人」を「公庫」に改め、同条第四項第一号中「中小企業金融公庫又は公庫承継法人」を「公庫」に、「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成十六年法律第百五十一号)」を「中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百五十一号)」に改め、同項の表織維事業者(旧事業機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成十六年法律第二百五十一号)。以下「旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」という。)に改め、同項の表織維事業者(旧事業機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法)の規定による廃止前の織維産業構造改善臨時措

め、「業務及び」の下に「改正法附則第二条の規定による改正前のこの法律(以下「旧法」という。)」を加え、同条第五項中「中小企業金融公庫又は公庫承継法人」を「公庫」に改め、同条第八条中「作成等」の下に「並びに利益及び損失の処理並びに国庫納付金の納付」を加え、「中小企業金融公庫又は公庫承継法人」を「公庫」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、旧事業団法第二十九条中「翌年度の五月三十一日」とあるのは「平成十六年八月三十一日」と、同法第三十一条第八項中「翌年度の」とあるのは「平成十七年」と、同法第三十三条第七項及び旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第十条第六項中「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成十六年八月三十一日」と、旧事業団法第三十三条第八項及び旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第十条第七項中「同項に規定する日の属する会計年度の前年度」とあるのは「平成十六年度」とする。

附則第二条第九項中「及び第十五項」を「から第十六項まで」に改め、同条第十三項中「次の各号に掲げるものは、それぞれ」を「第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継する際における旧事業団法附則第十九条第一項の織維信用基金の総額に相当する金額を控除した金額は」に、「当該各号に定める基金」を「機構附則第十条第一項の織維信用基金に相当するべきものとして出資されたもの」とする。

前項の場合において、その承継の際にかかる次の各号に掲げる金額は、それぞれ、その承継に際し当該各号に定める基金に充てるべきものとして出資されたものとする。

一 旧事業団法第三十六条第一項の中小企業用保険の特例に関する臨時措置法(平成十六年法律第百五十一号)。以下「旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」という。)に改め、同項の表織維事業者(旧事業機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法)の規定による廃止前の織維産業構造改善臨時措

置法(昭和四十二年法律第八十二号)第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。)又はその組織する団体の項中「昭和四十二年法律第八十二号」の下に「以下「旧織維法」という。」を加え、同表織維事業者又はその組織する団体の項及び政府以外の者の項を削り、同条第十六項を同条第十九項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同項の次に次の二項を加える。

17 第一項の規定により公庫が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、信用保険等出資金額(旧事業団法第三十六条第一項の中小企業信用保険準備基金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額から前項の経理並びに国庫納付金の納付」を加え、「中小企業金融公庫又は公庫承継法人」を「公庫」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、旧事業団法第三十六条第一項と、同法第三十三条第七項及び旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第十条第六項中「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成十六年八月三十一日」と、同法第三十一条第八項中「翌年度の」とあるのは「平成十七年」と、同法第三十三条第七項及び旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第十条第七項中「同項に規定する日の属する会計年度の前年度」とあるのは「平成十六年度」とする。

附則第二条第九項中「及び第十五項」を「から第十六項まで」に改め、同条第十三項中「次の各号に掲げるものは、それぞれ」を「第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継する際における旧事業団法附則第十九条の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継する際における旧事業団法附則第十九条第一項の機械保険経過業務運営基金に充てるべきものとして出資されている出資金に相当する金額を差し引いた額を相当する金額から経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額を差し引いた額に相当する金額、旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第十条第七項中「同項に規定する臨時措置法第十条第六項中「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成十六年八月三十一日」と、同法第三十一条第八項中「翌年度の」とあるのは「平成十七年」と、同法第三十三条第七項及び旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第十条第七項中「同項に規定する日の属する会計年度の前年度」とあるのは「平成十六年度」とする。

附則第二条第九項中「及び第十五項」を「から第十六項まで」に改め、同条第十三項中「次の各号に掲げるものは、それぞれ」を「第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継する際における旧事業団法附則第十九条の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継する際における旧事業団法附則第十九条第一項の機械保険経過業務運営基金に充てるべきものとして出資されている出資金に相当する金額を差し引いた額を相当する金額から経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額を差し引いた額に相当する金額、旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第十条第七項中「同項に規定する臨時措置法第十条第六項中「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成十六年八月三十一日」と、同法第三十一条第八項中「翌年度の」とあるのは「平成十七年」と、同法第三十三条第七項及び旧破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第十条第七項中「同項に規定する日の属する会計年度の前年度」とあるのは「平成十六年度」とする。

18 前項の場合において、その承継の際にかかる次の各号に掲げる金額は、それぞれ、「金額(旧事業機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法)」に改め、同項の表織維事業者(旧事業機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法)の規定による廃止前の織維産業構造改善臨時措置法附則第二十三条第一項の規定により同項の織維信用基金に改め、各号を削り、同条第十四項中「金額は、それぞれ」を「金額(旧事業機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法)」に改め、同項の表織維事業者(旧事業機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法)の規定による廃止前の織維産業構造改善臨時措置法附則第二十四条の次に次の二項を加える。

15 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、次の表の上欄に掲げる者から事業団に対し旧事業団法附則第六条第六項の規定により同表の中欄に掲げる基金に充てるべきものとして出えんされたものとされた金額に相当する金額は、それぞれ、機構の成立に際し、同表の上欄に掲げる当該者から機構に対し同表の下欄に掲げる業務に充てるべきものとして出えんされたものとす

のを除く。)

7 第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧工業再配置等出資金額(旧工業再配置等業務(同項の規定による解散前の公団の業務のうち旧産炭地域経過業務を除いたものをいう。以下この項において同じ。)に充てるべきものとして政府から公団に対し出資されたものとみなすものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額をいう。以下この項において同じ。)は、政府から機構に対し出資されたものとし、機構が承継する旧工業再配置等業務に係る資産の価額から負債の金額及び旧工業再配置等出資金額の合計額を差し引いた額は、政令で定めるところにより積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

8 前二項の資産の価額は、機構成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

9 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

10 差額は、機構法附則第六条第五項に規定する特別の勘定における繰越欠損金として整理するものとする。

11 第一項の規定により公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第四条 前条第一項の規定により機構が承継する

旧公団法第二十六条第一項の長期借入金又は地

域振興整備債券に係る債務について旧公団法第

二十六条の二の規定により政府がした保証契約

は、その承継後においても、当該長期借入金又

は地域振興整備債券に係る債務について從前の

条件により存続するものとする。

2 前項の地域振興整備債券は、機構法第二十二

条第三項及び第四項の規定の適用については、

同条第一項の規定による中小企業基盤整備債券

とみなす。

(公庫の業務方法書に関する経過措置)

第五条 中小企業金融公庫(以下「公庫」という。)は、第一条の規定の施行の日までに、同条の規定の施行に伴い必要となる業務方法書の変更を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

この場合において、その認可の効力は、同条の規定の施行の日から生ずるものとする。

(公庫の事業計画及び資金計画の作成等に関する経過措置)

第六条 公庫は、第一条の規定の施行の日までに、同条の規定による改正後の中小企業金融公庫法(以下「新公庫法」という。)第二十二条第二項(新公庫法附則第二十三項及び附則第十九条の規定による改正後の破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成十年法律第百五十一号))第十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む)に規定する事業計画及び資金計画で第一項の規定の施行の日から実施するものを作成し、並びに同条の規定の施行の日から属する半期における新公庫法第二十五条第五項(同法附則第二十三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による短期借入金の借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならぬ。この場合において、その認可の効力は、第一条の規定の施行の日から生ずるものとする。

第七条 公庫は、第一条の規定の施行の時において、資本金のうち三十億円を新公庫法第二十三条の三第一項の債務保証業務基金に組み入れるものとする。

(地域振興整備公団法の廃止)

第八条 地域振興整備公団法は、廃止する。

(地域振興整備公団法の廃止に伴う経過措置)

第九条 旧公庫法(第十条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、独立行政法人

通則法(平成十一年法律第百三号)又は機構法中

の相当する規定によりした処分、手続その他の

行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第五項の規定により従前の例によることとされた事項に係る附則第八条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する経過措置)

第十二条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のよう改正する。

(中小企業信用保険法の一部改正)

第十三条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

(中小企業総合事業団を「公庫」に改める。)

第十四条 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第十五条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

(中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一号)の一部を次のように改正する。)

(中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一号)の一部を次のように改正する。)

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第十七条 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

(公庫の予算及び決算に関する法律(一部改正))

第十八条 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のよう改正する。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第十九条 第二項第二号中、「中小企業債券若しくは」を「若しくは」に、「若しくは農林漁業金融公庫債券」を「中小企業債券若しくは農林漁業金融公庫債券」に改め、同条第三項中「収入保険料(住宅金融公庫)の下に「及び中小企業金融公庫」を、「債務保証料(住宅金融公庫)の下に「中小企業金融公庫」を、「中小企業金融公庫」を、「中小企業金融公庫」を、「中小企業金融公庫」に改め、同条第三項中「回収金(中小企業金融公庫の場合に限る。)」を、「支払保険金(住宅金融公庫)の下に

「及び中小企業金融公庫」を、「弁済金(住宅金融公庫)の下に「中小企業金融公庫」を加える。

(中小企業金融公庫の行う中小企業金融公庫法第十九条第一項第三号若しくは第四号に掲げる業務若しくはこれらに附帯する業務」を加える。

(中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第十八条 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

(第十四条の十一第一項中「事業団は、中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)第二

「第一条第一項」を「中小企業金融公庫(以下「公庫」という。)は、中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)第十九条第一項及び第二項に、「事業団」を「公庫」に改め、同条第五項中「中小企業総合事業団法」を「中小企業金融公庫法」に、「第二十一条第一項第八号」を「第十九条第二項第一号」に、「第四十四条第二項及び第四十五条第一項」を「第三十条及び第三十一条第一項」に改める。

(破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法の一部改正)

第十九条 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「中小企業総合事業団」を「中小企業金融公庫」に、「事業団」を「公庫」に、「事業団」を「公庫」に改める。

第四条第一項及び第二項並びに第六条中「事業団」を「公庫」に改める。

第七条の見出し中「事業団」を「公庫」に改め、

同条中「事業団」は、中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)第二十一条第一項」を「公庫」は、中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)第十九条第一項及び第二項」に改める。

第八条第一項中「事業団」を「公庫」に改め、同

条第二項を次のように改める。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、経

済産業省令・財務省令で定める。

第九条第一項中「事業団」を「公庫」に、「中小企

業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成十六年法

律第二号)附則第二条の規定による改正後の中

の中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第百四十六号)附則第二条第十八項(第三号)に係る部分

を第四号とする。

(信用金庫法の一部改正)

第二十条 次に掲げる法律の規定中「地域振興

整備公団」を削る。

一 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百

三十六条の二第一項第二号

二 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年

法律第百九十五号)第二十四条第一項

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の

再配置の促進に関する法律の一部改正)

三 第二十五条 地方拠点都市地域の整備及び産業

施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の一部を次のように改正す

る。 目次中「地域振興整備公団等の業務の特例等」を「卸売市場法等の特例」に改める。

第十一条第一項から第三項までの規定、第五項及び第六項中「事業団」を「公庫」に改める。

第十二条を次のように改める。

(中小企業金融公庫法の特例)

第十三条 第七条の規定により公庫が同条に規定する業務を行う場合には、中小企業金融公

庫法第二十二条第二項中「第十九条第二項に規定する業務」であるのは「第十九条第二項に規

定する業務及び破綻金融機関等の融資先で

ある中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成十年法律第百五十一号)第

七条に規定する業務」と、同法第三十条及び

第三十一条第一項中「又は中小企業信用保険法」とあるのは「中小企業信用保険法又は破

綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係

る信用保険の特例に関する臨時措置法」と、同法第三十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は破綻金融機関等の融資先で

ある中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」と、同条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項

及び第二項並びに破綻金融機関等の融資先で

ある中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第七条」とする。

(公職選挙法及び地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十条 次に掲げる法律の規定中「地域振興

整備公団」を削る。

一 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表

第一第一号の表

二 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表

第一第一号の表

三 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別

表第一

四 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五

号)別表第一

五 消費税法(昭和六十三年法律第一百八号)別表

第三第一号の表

一 独立行政法人等の保有する情報の公開に関

する法律(平成十三年法律第一百四十号)別表第

二 基盤的技術産業集積活性化促進地域にお

いて、工場用地(基盤的技術産業に属する

事業の用に供するものに限り、これと併せて

整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下この条において同じ。)の造成

及び「当該工場用地、当該業務用地、」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 基盤的技術産業集積活性化促進地域にお

いて、工場用地(基盤的技術産業に属する

事業の用に供するものに限り、これと併せて

整備されるべき住宅及び道路その他の施

設の敷地を含む。以下この条において同じ。)又は業務用地(基盤的技術産業に属する

事業の用に供するものに限り、これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の

施設の敷地を含む。以下この条において同じ。)の造成、当該工場用地又は当該業務用地の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

第十一條第二項中「公団は」を「機構は」に、
同項の業務及び公団法第十九条第一項を「独
行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四
年法律第百四十七号)第十五条第一項及び附則

を「商業活性化・都市型新事業立地促進業務」に改め、同条中「独立行政法人中小企業基盤整備機構」は、「機構は、前項の業務のほか」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、特定を中心市街地における商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地を促進するため、次に掲げる業務

特定中心市街地において、次に掲げる施設の整備及び管理の事業を行う者に対し、その事業に必要な資金の出資を行い、又は出資を行つた当該者の委託を受けてこれら の施設（イに掲げる施設にあつては、これと併せて整備される商業施設を含む。）の整備若しくは賃貸その他の管理の事業を行うこと。

口イ
商業基盤施設
都市型新事業の技術に関する研究開発
のための施設であつて都市型新事業の技術
に関する研究開発を行う者の共用に供
するもの、都市型新事業の技術に関する
研究開発及びその企業化を行うための事
業場又は都市型新事業に係る商品若しくは
は役務の展示及び販売若しくは提供のた

めの施設

(新事業創出促進法の一部改正)

第二十一条 新事業創出促進法(平成十年法律第一百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十六条及び第二十七条を次のように改める。

第二十六条及び第二十七条 削除

第二十八条第一項中「同意集積地域」を「同音集積計画(第二十五条第一項の規定による変更前のもの)」に改める。

第三十二条中「独立行政法人中小企業基盤整備機構は」を「機構は、前項の業務のほかに改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下

この章において「機構」というのは、同意機械集積地帯及び基本構想に定められた高度研究機械集積地区(以下「特定高度研究機械集積地区」という。)における高度技術に関する研究開発及びその企業化を行うため、次に掲げる業務を行う。

一 同意集積地域において、工場（高度技術

「工場」という)、事業場(高度技術の開発又は利用に供するものに限る。以下「事業場」という。)又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

二 同意集積地域において、工場用地(高度技術の開発又は利用に供するものに限り、これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。(以下「工場用地」という。)又は業務用地(高度技術の開発又は利用に供するものに限り、これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。(以下「業務用地」という。)の造成、当該工場用地又は当該業務用地の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれららの賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

三 特定高度研究機能集積地区において、工場、事業場又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

四 特定高度研究機能集積地区において、高度技術に関する研究開発及びその研究成果を活用した事業を行うための事業場として相当数の企業等に利用させるための施設(以下「新事業支援施設」という。)の整備及び管理の事業を行う者に対し、その事業に必要な資金の出資を行い、又は出資を行つた当該者の委託を受けてその施設の整備若しくは賃貸その他の管理の事業を行うこと。

第三十二条に次の二項を加える。

3 機構は、前二項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第二百四十七号)第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に

掲げる業務を行うことができる。

一 同意集積地域における工場若しくは事業場(以下「工場等」という。)の整備、工場用地若しくは業務用地(以下「用地等」とい

う)の造成 当該工場等若しくは当該用地等と併せて整備されるべき公共の用に供する施設又は当該工場等若しくは当該用地等の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡

及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号）の施行の日」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の成立の時」に改める。

附則第八条中「中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律」の下に「（平成十四年法律第百四十六号）」を加える。

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第三十一条 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正す

責任組合契約に改める。
第三条の見出し及び同条第一項中「中小企業等投資事業有限責任組合契約」を「投資事業有限責任組合契約」に改め、同項第一号中「中小企業等に限る。次号において同じ。」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)
第二条第一項に規定する有価証券、株式、新株予約権及び新株予約権付社債等を除き、同項第一号から第五号の三まで及び第七号から

七五

第五号中「新株予約権付社債等」の下に「指定有価証券、金銭債権」を加え、「中小企業等」を「事業者」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に六十七条第一項に規定する組合契約で投資事は民法明治二十九年法律第八十九号第六百九十九条の二号を加える。

業を営むことを約するものによつて成立する組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体をハ。以下同じ。)に付する出資及

等若しくは新事業支援施設、当該工場等若しくは当該新事業支援施設と併せて整備されるべき公共の用に供する施設又は当該工場等若しくは当該新事業支援施設の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡

助及び高度技術産業集積活性化計画の策定に係る技術的援助

第十二条から第十五条まで 削除

日本政策投資銀行法の一部改正

十九条 日本政策投資銀行法の一部を次のよ

うに改正する。

附則第三十八条を次のように改める。

第三十八条 削除

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の

利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置

法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策

別会計法の一部を改正する法律の一部改正)

三十条 エネルギー等の使用の合理化及び再生

資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨

措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度

化対策特別会計法の一部を改正する法律(平成

五年法律第三十七号)の一部を次のように改

止する。

附則第一条中「定める日」を「定める日又は時」

改め、同条第二号中「中小企業総合事業団法

第九部 経済産業委員会会議録第七号 平成元年

(中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の一部改正)

第十一條 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第一百四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四十六条のうち産業活力再生特別措置法第二十九条の八の改正規定中「第十六条の二第一項各号」を「第十六条の二第四項各号」に改める。

(政令への委任)

第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

平成十六年四月十三日印刷

平成十六年四月十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B